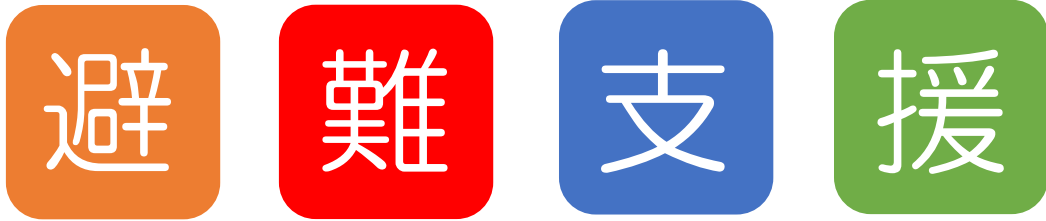


避難行動要支援者



の手引き

— 目次 —

- はじめに P 1
- 1 避難行動要支援者支援制度について P 2
- 2 災害が発生したら P 6
- 3 個人情報の取り扱い P 9
- 4 よくある質問 P 10

令和3年1月

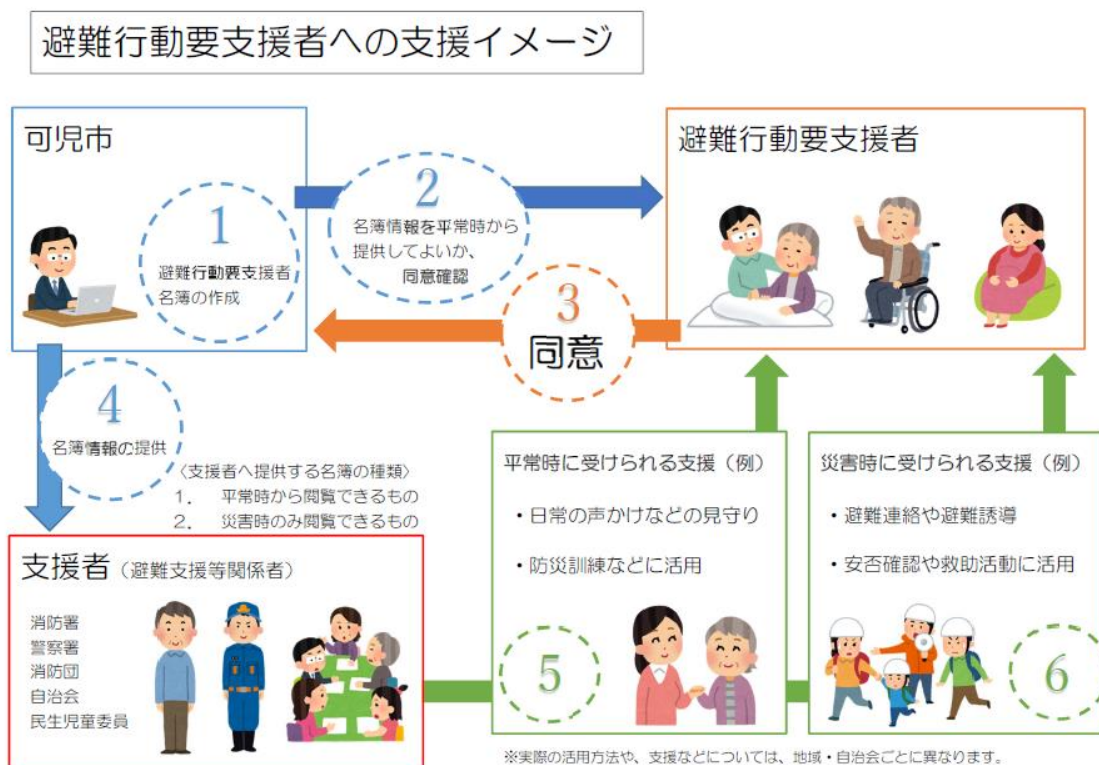
可児市

はじめに

近年の豪雨災害や大地震では、自力での避難が困難な高齢者や障がい者などの避難行動要支援者が犠牲になるケースが全国的に多く見られており、東日本大震災では、被災地全体の死者のうち 65 歳以上の高齢者が約 6 割、障がい者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約 2 割に上りました。

こうした東日本大震災の教訓を踏まえ、平成 25 年 6 月の災害対策基本法の改正において、全国の市町村において「避難行動要支援者名簿」の作成が義務付けられるとともに、実効性のある避難支援がなされるよう定められています。

この度、避難行動要支援者の避難支援の手引きとして本書を策定しました。地域における共助による避難支援体制づくりを促進し、安心して暮らすことができる地域づくりに向けた取り組みのご参考にしていただければ幸いです。



1 避難行動要支援者支援制度について

避難行動要支援者支援制度とは

可児市では、災害時に備えた地域での取り組みに活かしていただくため、災害時の避難の際に地域の支援が必要と思われる方々の名簿を作成し、自治会や民生・児童委員などの地域の避難支援等関係者に名簿情報を提供しています。

避難行動要支援者名簿について

災害が発生したとき、「自分だけでは避難できない」「目や耳が不自由なため災害情報が入手できない」などの理由で、自力や家族の支援での避難が難しいと思われる人を対象に、平常時からの名簿情報の提供についての意思確認を行います。

名簿情報の提供について、同意された人についての名簿【同意者名簿】と、同意されなかった人の情報を含む名簿【全体名簿】の2種類を地域の避難支援等関係者に提供します。

【対象となる人】

在宅で生活していて、次の①から⑦に該当する人

- ① 要介護認定を受けている者
- ② 身体障害者手帳1・2級を所持する身体障がい者
- ③ 療育手帳A・A1・A2を所持する知的障がい者
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する精神障がい者
- ⑤ 妊産婦（妊娠から出産後1年以内の者）
- ⑥ 難病の患者に対する医療等に関する法律の第7条第1項に規定する指定難病の患者
- ⑦ 上記以外で市長が特に支援を必要と認める者

地域での支援

大きな災害が発生すると、行政や消防による公的支援には限界が生じます。いざというときに頼りになるのは、自治会などの地域の人々や隣近所をはじめとした住民同士の助け合いです。

日頃からの地域の関係づくりが、いざというときの助け合いにつながります。

平常時からの取り組み

顔の見える関係づくり

- ・日頃からの声かけ、見守り活動

情報の整理・収集

- ・支援が必要な人の情報を集める

助け合いの体制づくり

- ・安否確認や情報伝達の方法を決める
- ・緊急連絡網の整備

防災訓練の実施

- ・避難場所や避難経路の確認

災害時の助け合い

隣近所での声かけ

- ・安否の確認
- ・災害情報の伝達

必要に応じた支援

- ・避難場所への誘導
- ・救出救助の協力

避難行動要支援者の支援は、最も身近なコミュニティである自治会などを中心とした地域の支え合いが「要（かなめ）」です。

それぞれの地域の実情に応じて、自治会・民生児童委員だけでなく、社会福祉協議会、地域包括支援センターなど地域の関係団体と協力しながら進めましょう。

取り組みの流れ

1 避難行動要支援者リストの作成

(市)

- ・対象となる人の情報を集約します。

2
(市)

名簿情報の提供に関する意思確認（調査書の郵送・訪問）

- ・平常時から地域の避難支援等関係者へ名簿情報の提供を行うことについて、本人・ご家族の意思を確認します。

3
(対象者)

同意調査書・個別避難支援計画の提出

- ・同意調査書に、名簿情報提供について意思表示をし、市に提出します。
- ・同意された場合は、調査書裏面の「個別避難支援計画」も記入し、市に提出します。

4
(市)

避難行動要支援者名簿の作成

- ・提出された同意調査書・個別避難支援計画を基に、同意された方の名簿【同意者名簿】と、同意されなかった方の情報を含む名簿【全体名簿】の2種類を地区ごとに作成します。

5
(市)

名簿の提供

- ・作成した2種類の名簿を、地域の避難支援等関係者へ提供します。

6
(地域)

支援体制を考える

- ・【同意者名簿】を参考に、避難支援等関係者間で、支援の進め方などについて情報共有します。

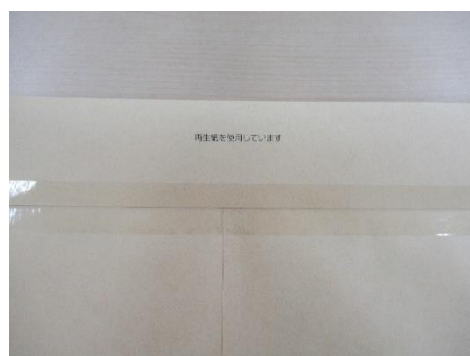
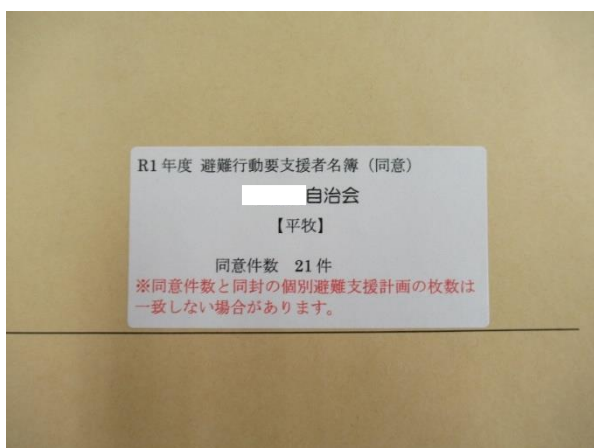
7
(地域)

防災訓練や見守り活動の実施

災害時の避難支援等の実施

- ・要支援者の避難支援や安否確認などを実施します。

避難行動要支援者名簿【同意者名簿】

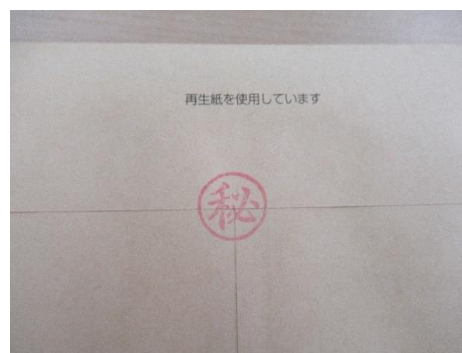
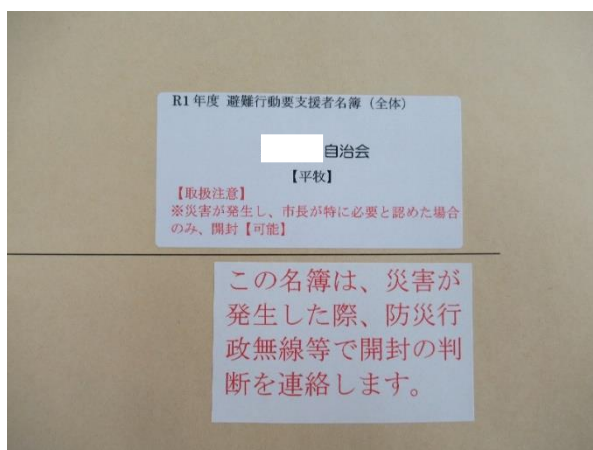


セロハンテープで封をしてあります。
地域の支援体制づくりを目的として、
普段から閲覧できます。

【内容物】

- 避難行動要支援者名簿（同意されている方のみ掲載）
- 要支援者地図（同意されている方のみ掲載）
- 個別避難支援計画（同意されている方のみ）

避難行動要支援者名簿【全体名簿】



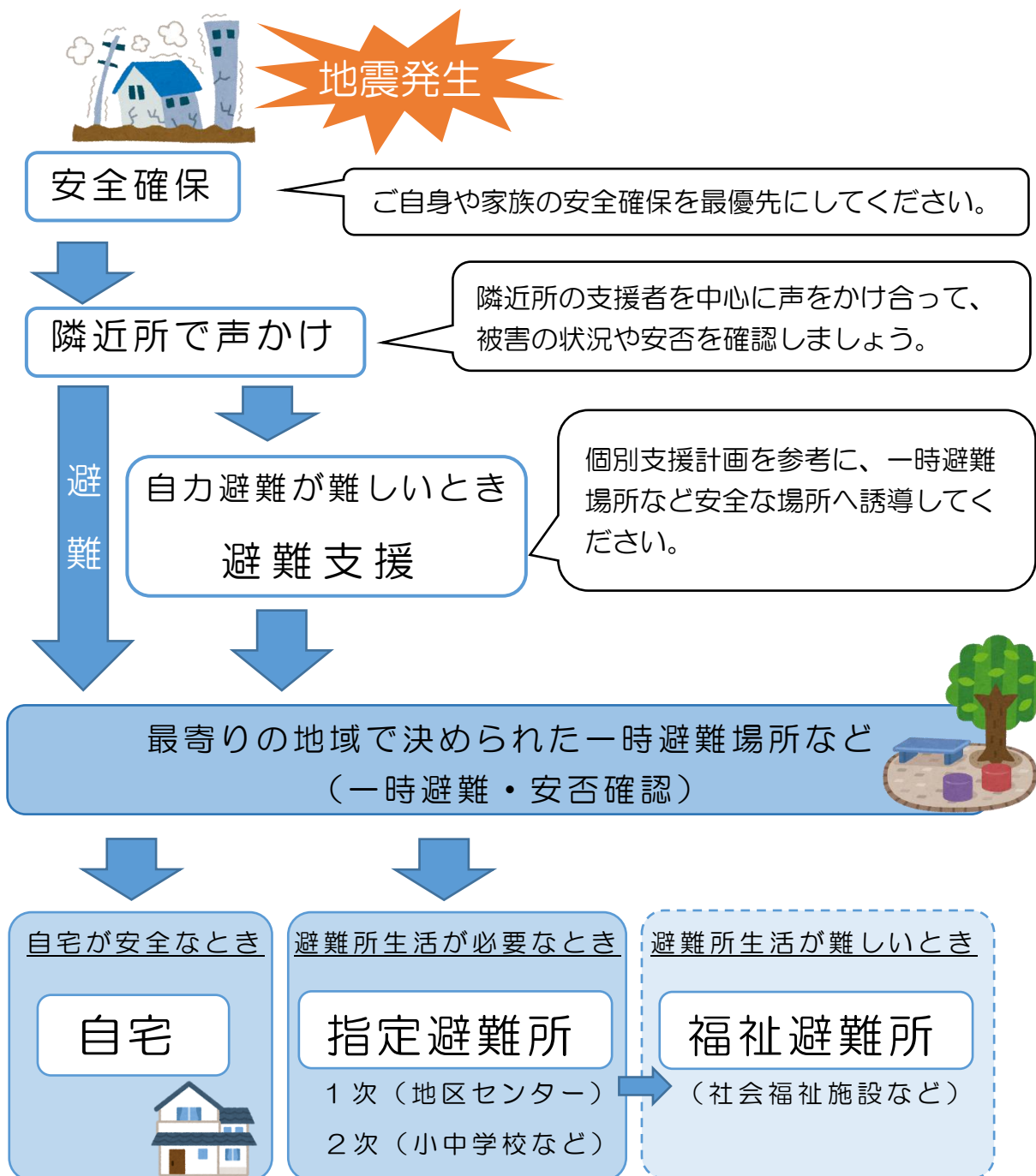
のり付けで封をしてあります。
災害が発生し、市長が特に開封が必要と
認めた場合のみ開封できます。

【内容物】

- 避難行動要支援者名簿（地域の全要支援者を掲載）
- 要支援者地図（地域の全要支援者を掲載）
- 個別避難支援計画（同意いただいていない方を含む）

2 災害が発生したら

巨大地震（南海トラフ地震など）が発生した場合
災害の予測が困難で避難の時間的余裕がないとき

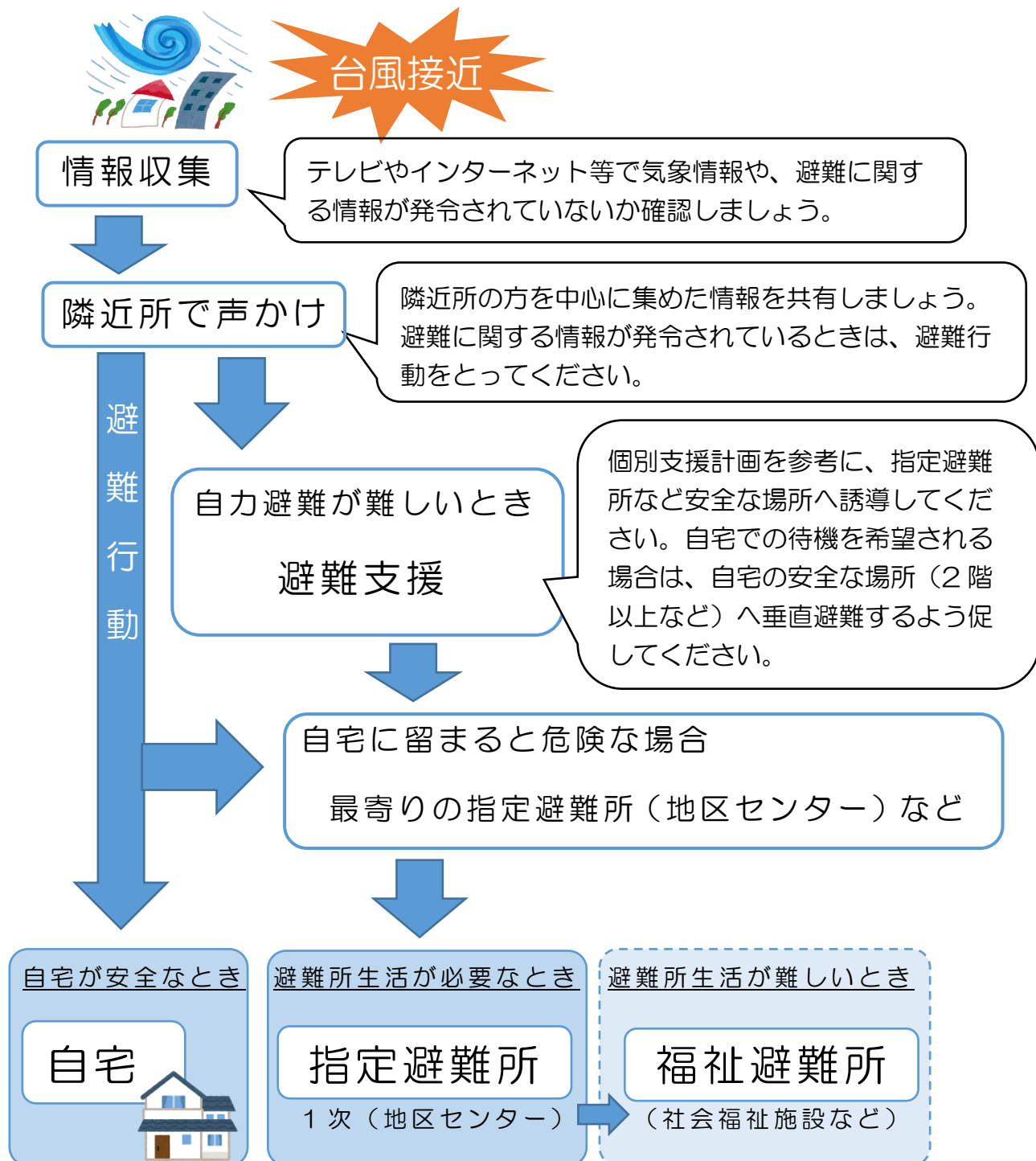


可児市では、福祉避難所への直接避難は実施しません。

災害発生後、避難生活が長期化するおそれがある場合など、必要に応じて開設する予定です。

風水害（台風・豪雨災害）の場合

一定の状況予測が可能で、避難などに時間的余裕があるとき



避難行動とは、身の安全確保につながる行動のことです。家に留まると命の危険があるときは、指定避難所などの安全な場所に逃げる「立ち退き避難」をしましょう。外に出ることによって危険な場合は、2階以上の高いところへ逃げる「垂直避難」をしましょう。

災害時における 要支援者の安否情報・避難支援状況の報告

○民生児童委員の皆さん

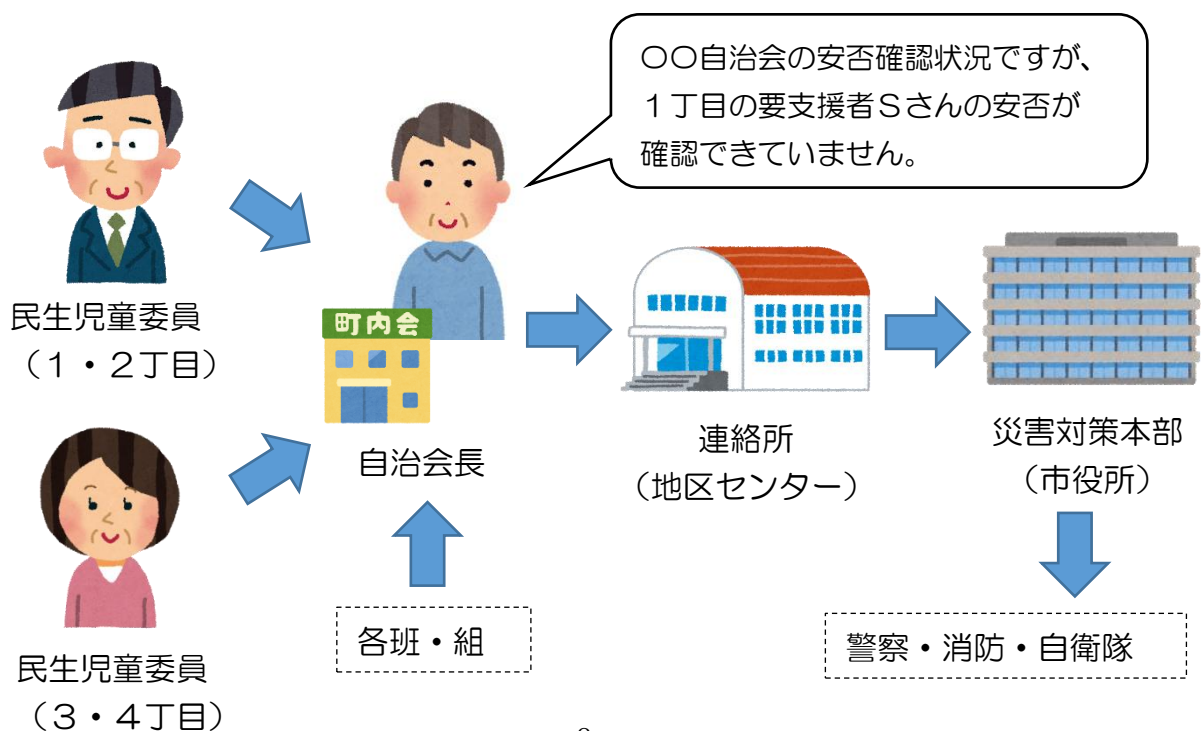
- ① 避難行動要支援者名簿の掲載者について、自治会（自主防災組織）等と協働で、地域住民の協力を得て安否確認を行います。
- ② 安否確認ができない名簿掲載者等については、自治会（自主防災組織）の責任者（自治会長）に報告します。

○自治会（自主防災組織）の責任者（自治会長）の皆さん

- ① 避難行動要支援者名簿の掲載者について、自治会役員・自主防災組織・地域住民と協働で、安否確認を行います。
- ② 民生児童委員から報告を受けた安否情報と、自治会内で得た安否情報を併せて、各地域の連絡所（地区センター）へ報告します。

○連絡所（地区センター）担当職員

- ① 各自治会からの情報を集約後、災害対策本部へ報告します。
（電話・FAXが不通の場合は、MCA無線を使用します。）
- ② 集約した安否情報を各地域の自治連合会と共有します。



3 個人情報取り扱いについて

市から提供のあった避難行動要支援者名簿や個別避難計画（以下「名簿等」といいます。）を紛失したり、記載内容を避難支援に関係のない人にうっかり話してしまうことがないように、個人情報の取り扱いには十分に注意してください。

市からの提供方法

・封筒に入った【同意者名簿】【全体名簿】の2種類を、年に1回、前年度に配布した名簿と封筒ごと交換する形で提供します。

管理方法

- ・施錠可能な場所での保管を原則とします。
- ・複写・複製は原則として禁止します。
（班ごとへ配布用など、複写・複製が必要な場合は、市防災安全課にご相談ください。）

【できること】

- 【同意者名簿】を参考に、地域内で支援体制について話し合う。
- 【同意者名簿】を活用して防災訓練を実施する。

【してはいけないこと】

- 【全体名簿】を市災害対策本部の許可がない状況で開封する。
- 【同意者名簿】を地域の人全員に複写して配る。
- 名簿等を回覧版でまわす など

引継ぎ方法

- ・名簿等の管理者が変わる場合、取り扱い方法について確実に引継ぎを行ってください。
- ・名簿等の管理者を退いた後も、守秘義務があるため、名簿に記載された個人情報を口外しないようにしてください。

4 よくある質問

Q：避難行動要支援者の支援は、行政がやるべき仕事なのではないですか？

A：行政も全力で支援にあたりますが、行政の迅速な対応には限界があり、過去の大災害において近隣住民による支援が最も有効であることが明らかになっています。行政と地域の皆さんが手を携えつつ、平常時から支援体制を整備することが求められています。

Q：災害時は、自分のこと、家族のことで手一杯です。避難行動要支援者の支援や安否確認をする余裕がないと思うのですが？

A：まずは、自分や家族の安全の確保を優先してください。そのうえで、可能な範囲での支援をお願いします。

Q：「避難支援等関係者」とされた人は、どんな責任を負うのですか？

A：支援を行う法的義務や責任が生じるものではありません。

Q：どれくらいの災害があったときに安否確認を行えばよいですか？

A：安否確認の実施についての明確な基準はありません。災害の程度（震度階級、避難情報の発令など）によるのではなく、実際の被災の状況に応じて安否確認を実施してください。（【全体名簿】開封指示のタイミングで安否確認の要請をする場合があります。）

Q：地域の避難支援等関係者（自治会・民生児童委員）だけでは、要支援者の避難支援・救助などは難しいと思いますが？

A：要支援者の避難支援・救助などは、地域の避難支援等関係者だけに任せるものではありません。皆さんにはまず、要支援者の安否を確認し、救助が必要な方の情報を、自主防災組織や消防などによる救助に繋げることをお願いします。

Q：民生児童委員と自治会の役割が異なるのでは？

A：民生児童委員のきめ細やかな見守り活動、自治会・自主防災組織の組織としての対応力など、それぞれ得意とする役割は異なりますが、協働で支援体制を構築することで、それぞれの得意とすることを活かすことが可能になります。

災害時に、地域に不在であったり、自身が被災し活動できないことも考えられます。複数の避難支援等関係者が連絡をとり、地域における複線化した支援体制の構築をお願いします。

Q：受領した名簿等について紛失・漏えい等が発生した場合は、どのような罰則がありますか？

A：守秘義務違反に対する罰則はありませんが、故意に名簿情報の漏えいを行った場合などは、避難行動要支援者ご本人から損害賠償請求される可能性がありますのでご注意ください。

Q：自治会未加入者への対応はどうしたらいいですか？

A：避難行動要支援者名簿には、自治会に未加入の方の情報も掲載されています。

民生児童委員の方は、自治会の加入状況に関わらず、日常支援を必要としている方々への個別支援活動を実施しています。しかしながら、災害時に民生児童委員が複数の方の避難支援をすることは難しいため、自治会・自主防災組織による協力が必要です。

災害時の取り組みをきっかけとして、自治会の加入に繋がった事例もあります。要支援者支援の取り組みをきっかけとして、自治会活動や地域のつながりの重要性を知っていただく機会としていただきたいと思います。

Q：名簿を受け取った時点で、施設に入られている方や亡くなられた方の情報が載っているのですが？

A：避難行動要支援者名簿は、毎年6月末時点の情報に基づき作成しています。地域の支援者への配布する時期の前月末までに、死亡された方や転居された方を名簿から除外するなどし、最新の情報での名簿提供を行うことに努めていますが、配布直前に亡くなられた方や施設に入られている方に関して除外されていない場合がありますのでご了承ください。

Q：配布された名簿に隣の地区の人の情報が載っているのですが？

A：地域の区分に誤りがある要支援者情報については、訂正を行いますので、誤りのある要支援者の住所・氏名および、正しい地域の区分を防災安全課までお知らせください。

Q：要支援者を訪問したが、支援不要のため名簿から削除してほしいとの申し出があったのですが？

A：要支援者ご本人または、ご家族から市役所防災安全課に連絡していただくようお願いください。

Q：避難行動要支援者支援制度や避難支援の方法について、地域で説明会を開いてほしいのですが？

A：市役所防災安全課までご相談ください。その他防災についての講座・ワークショップの開催についてもご相談ください。